

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示

- 1 店舗の名称 DCM八食店・DCM長苗代店
 2 所在地 青森県八戸市大字長苗代字狐田 5-1 外
 3 届出者
 名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
 住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
 名称 株式会社八食サービスエイト
 住所 青森県八戸市大字河原木字神才 22 番地の2

4 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前		変更後	
DCM八食店	9,730 m ²	DCM八食店・ DCM長苗代店	15,900.01 m ²
DCM長苗代店	6,170.01 m ²		

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
DCM八食店	5 箇所 合計 651 台	DCM八食店・ DCM長苗代店	3 箇所 合計 230 台
DCM長苗代店	1 箇所 166 台		

イ 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
DCM八食店	1 箇所 20 台	DCM八食店・ DCM長苗代店	2 箇所 合計 25 台
DCM長苗代店	1 箇所 40 台		

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
DCM八食店	5 箇所 合計 218.0 m ²	DCM八食店・ DCM長苗代店	6 箇所 合計 407.0 m ²
DCM長苗代店	1 箇所 189.0 m ²		

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
DCM八食店	3 箇所 合計 89.45 m ³	DCM八食店・ DCM長苗代店	4 箇所 合計 71.98 m ³
DCM長苗代店	1 箇所 21.36 m ³		

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前		変更後	
〈DCM八食店〉 ・未定（旧サンクス青森株式会社）：24 時間 ・株式会社サトーメガネ： 午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分 （年間 10 日間は午前 6 時 00 分開店） ・DCM株式会社、株式会社三和物産： 午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分 （年間 10 日間は午前 6 時 00 分開店）		〈DCM八食店・DCM長苗代店〉 ・未定（旧サンクス青森株式会社）：24 時間 ・株式会社サトーメガネ： 午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分 （年間 10 日間は午前 6 時 00 分開店） ・DCM株式会社、株式会社三和物産、 株式会社Heart & L、株式会社キャンドウ： 午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分 （年間 10 日間は午前 6 時 00 分開店）	
〈DCM長苗代店〉 ・DCM株式会社： 午前 7 時 30 分～午後 9 時 00 分			

（参考（現状の営業時間））

DCM八食店	午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分（年間 10 日間は午前 6 時 00 分開店）
DCM長苗代店	午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分
〔株式会社Heart & L〕	午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分
〔株式会社キャンドウ〕	午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
〈DCM八食店〉 ・駐車場 No. 1：24 時間 ・駐車場 No. 2～5：午前 6 時 45 分～午後 9 時 15 分 （年間 10 日間は午前 5 時 45 分～午後 9 時 15 分）	〈DCM八食店・DCM長苗代店〉 ・駐車場 No. 1：24 時間 ・駐車場 No. 2：午前 6 時 45 分～午後 9 時 15 分 （年間 10 日間は午前 5 時 45 分～午後 9 時 15 分）
〈DCM長苗代店〉 ・駐車場：午前 7 時 00 分～午後 9 時 30 分	・駐車場 No. 3：午前 7 時 00 分～午後 9 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
DCM八食店	出入口 4 箇所、出口 1 箇所	DCM八食店・ DCM長苗代店	出入口 7 箇所、出口 1 箇所
DCM長苗代店	出入口 2 箇所		

エ 荷さばき施設において荷さばきを行う事ができる時間帯

変更前	変更後
〈DCM八食店〉 ・荷さばき施設 No. 1：24 時間 ・荷さばき施設 No. 2～5：午前 6 時 00 分～ 午後 9 時 00 分	〈DCM八食店・DCM長苗代店〉 ・荷さばき施設 No. 1：24 時間 ・荷さばき施設 No. 2～6：午前 6 時 00 分～ 午後 9 時 00 分
〈DCM長苗代店〉 ・荷さばき施設：午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分	

5 変更理由

両敷地を接続し、一体的運用を行うため

6 変更年月日

(1) (2) 令和 9 年 5 月 4 日

(3) 令和 8 年 9 月 25 日

問合せ先 株式会社エスパシオコンサルタント

住 所 東京都中央区新川一丁目 6 番 1 号

連絡先 03-6222-2209

本件に関する大規模小売店舗立地法に係る届出書類等は、青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市商工労働まちづくり部商工課において、令和 8 年 9 月 18 日から令和 9 年 1 月 18 日まで閲覧できます。